

死刑について考えてみませんか

街に行く皆さん。

大阪で映画の自主制作を行なっている人たちが、一本のビデオを制作しました。

一九九三年三月二六日、大阪拘置所で死刑を執行された「テツ」と呼ばれる死刑囚のビデオです。

「テツ」が他の二人の死刑囚とともに死刑執行された一九九三年三月二六日まで、日本では三年四か月の間、死刑執行がありませんでした。国連では「死刑廃止条約」が採択され、各国が死刑廃止にむけて努力するよう呼びかけがなされており、日本でもこのまま死刑が止まるのではと思われました。しかし当時の後藤田正晴法務大臣は、「死刑を執行しないと法秩序が危うくなる」と言って、三年四か月ぶりに死刑執行命令書に判を押したのでした。

このとき「テツ」は、精神分裂病で心身喪失の疑いが持たれていました。数年来、妄想による幻聴に悩み、大声でわめく状態が続き、弁護人に宛てた手紙も、妄想に満ちた支離滅裂なものでした。

刑事訴訟法四七九条は、

「死刑の言い渡しを受けたものが心身喪失の状態にあるときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」と規定しています。

「法秩序を守る」と言いながら、後藤田法相は自ら法を犯したのではないのでしょうか。

三年四か月、死刑の執行が無かったからといって、ひどい犯罪が増えたということはありませんでした。一方、法務省が死刑存続の意志を示し、頻繁に死刑の執行を行ない、「死刑執行」の大見出しが新聞紙上におどるようになって以降も「地下鉄サリン事件」や神戸の少年事件のような殺伐とした事件が繰り返されています。

「法秩序」とは一体なんだったのでしょうか。

ビデオは、無実で死刑判決を受け三四年間も死刑確定囚として獄中であつた免田栄さんのインタビュー、「テツ」の手紙や同じ時期に大阪拘置所に収容されていた刑事囚の証言をもとに、死刑が確定した死刑囚が獄中でどのような状態にいるのか、に焦点をあてています。

今度で三回目の「ビデオを見ながら死刑について考える集い」です。さまざまな意見を持った多くの方々と、死刑について考えたいと思います。